

4月からごみの出し方と収集回数が変わります

① 傘・支柱などの棒状ごみ（1m以内）が指定袋で捨てられるようになります

開始日

4月2日(月)収集・清掃リレーセンター持ち込み分から

出し方

30ℓか45ℓの指定袋に入れ、袋からはみ出た状態で袋の口を結んでください。複数のものを出すときは、燃えるもの同士（例：木材や木製バットなど）と燃えないもの同士（例：傘と金属バットなど）でそれぞれ袋を分けてひもで束にして出してください。袋1枚につき、束の直径は一番太いところを15cm以内に収めてください。

※大型ごみ・燃えないごみは電話申込（0120-0743-53 か ☎ 0743-85-5374）か清掃リレーセンターへの持込が必要です。

出し方の例

- ◎ 傘と金属バットのような燃えないもの同士や、燃えるもの同士であればまとめて出せます。
- × 木材と金属バットのように燃えるものと燃えないものを束ねてはいけません。



ここを
直径15cm以内に

4月から傘は
ビニールな
どを外す必
要がなくな
ります

1mを超える棒状のごみ（3m以内。持ち込みは1.8m以内）

大型ごみ処理券が必要です。4月2日収集・持ち込み分からは、燃えるもの同士や燃えないもの同士であれば種類が異なっても束ねて出せるようになります（処理券1枚につき、束の直径は一番太いところを30cm以内に収めてください）。

② 有害ごみの収集が月2回に増えます

有害ごみは年4回の収集でしたが、4月から毎月2回のびん・缶、ペットボトル、われものと同じ日に収集します。ごみを出す場所や出し方は変わりません。

収集できるもの

- ・乾電池、ボタン電池、充電できる電池、水銀式の体温計
- ・鏡
- ・蛍光灯、電球

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください。適正な処理が確認できません。

問合せ 生駒市環境保全課（〒630-0288、東新町8番38号、☎0743-74-1111、内線353）